

## 公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 9月 5日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	( 灯L7-1) 駅前広場照明LED化業務委託		
業務場所	宇治市宇治乙方 地内ほか		
委託期間	令和7年10月8日 ~ 令和8年3月19日 163日間		
業務概要及び条件	京阪宇治駅ほか3駅 駅前広場照明LED化 道路照明器具修繕 N=63台 (67灯)		
予 定 価 格	¥27,896,000 (税込)	最低基準価格	¥19,527,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（市内本店） ②建設業許可（電気）			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和7年9月11日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	実施要領に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和7年10月1日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

## 公募型指名競争入札実施要領

駅前広場照明LED化業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

### 1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 宇治市内に本店を有すること。
- (6) 建設業許可（電気）を有すること。

### 2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

### 3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。

- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和7年9月18日（木）にメール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をメール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

#### 4 仕様書等に関する質疑

- (1) 質疑の受付場所及び期間
- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課  
② 受付期間 令和7年9月 5日（金）から  
令和7年9月18日（木）まで  
午前8時30分から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。
- (3) 質疑に対する回答は、令和7年9月22日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり  
(2) 場所 お知らせに記載のとおり  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

#### 6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

## 8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

## 9 予定価格

お知らせに記載のとおり

## 10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

## 11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 支払条件

業務完了後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

## 13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

## 14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

## 15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

# 駅前広場照明 LED化業務委託特記仕様書

## 1 (業務委託の適用範囲)

本仕様書は、「駅前広場照明 LED 化業務委託」に適用する。

## 2 (業務概要)

本業務は、電気料金の軽減、維持管理費の削減、また温室効果ガスの削減を目的とし、宇治市（以下「発注者」という。）が管理する駅前広場の道路照明柱および歩道照明柱に設置されているナトリウム灯及び蛍光灯を LED 灯に交換する。

## 3 (業務場所)

京阪宇治駅前広場ほか

## 4 (業務期間)

契約日から令和 8 年 3 月 19 日

作業時間は土日祝を除く、9：00～17：00 を原則とする。

但し、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

## 5 (提出書類)

提出書類は下記に定める。

様式名	提出期限
委託料内訳書	契約締結後 7 日以内
業務工程表	契約締結後 7 日以内
業務担当責任者通知書（経歴書添付）	契約締結後速やかに
業務計画書	契約締結後速やかに
業務着手届	着手までに
建設業の許可証写し	業務着手届と同時（再委託がある場合は再委託通知書と同時）
施工体系図・再委託通知書（契約書写し添付）	再委託契約後速やかに
使用材料通知書	使用までに
製品保証書・出荷証明書・試験成績書・製品完成図	完了までに
廃棄物処理計画書（報告書）	着手までに（完了までに）
運搬管理表	完了までに

マニュエスト写し	完了までに
業務月報	翌月 5 日までに
警備日報集計表・伝票	完了までに
作業報告書（交換済み一覧等）	完了までに
不良照明柱・番号札無一覧表	完了までに（該当施設がある場合のみ）
業務写真集（着手前・完了・作業中・点灯確認・安全管理・安全教育の写真も添付）	完了までに
電気使用申請書（写し）	完了までに
業務完了届	業務完了後直ちに
引渡書	検査合格通知を受けた時
契約金額請求書	検査合格後速やかに

※業務に変更が生じた場合は、適宜関係書類を提出すること。

## 6 (技術基準)

LED 照明器具の構造、性能等については、以下項目を満たすこと。但し、発注者と受注者の協議の上、認められた場合はその限りではないものとする。

### (1) 構造・性能等

- ア 照明器具は、別紙器具図面に明記されている内容が満たされている物を採用すること。
- イ 道路照明器具修繕 C・D については、ポールの加工が必要になりそれに見合うアダプターを取り付け器具を設置すること、またその構造が保証されるものとする。
- ウ 道路照明器具修繕 F については、取り付け部分の加工が必要である。
- エ 指定色塗装の器具については、発注者の指示によるものとし協議の上決定すること。

## 7 (業務における注意点)

- (1) 担当職員が指示した箇所の器具を交換すること。
- (2) 従前器具は取り外し、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (3) 既設の自動点滅器は再利用すること。但し、損傷等により利用できない場合は、担当職員と協議すること。
- (4) 着手前・完了の写真は必ず同一角度で、かつ、黒板の文字が見えるように撮影し、書面および PDF ファイルを各 1 部ずつ提出すること。また写真はカラーとし、短辺 80mm 以上のサイズとする。
- (5) 照明柱の腐蝕等、構造物に支障があることを発見した場合は、交換作業前に発注者へ報告すること。
- (6) 市管理番号札が欠落していること等を発見した場合は、すみやかに発注者へ報告及び一

覧表を提出すること。

- (7) 交換作業後に LED 照明器具の点灯確認を行うこと。
- (8) 交換対象器具の数量に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 8 (安全管理)

- (1) 業務は、交通等の支障とならないよう充分に配慮し行うこと。
- (2) 業務は、作業中である旨の標示板を掲げて行うこと。また、標示板の作成に要する費用は、受注者の負担とする。(別紙「標示板の記載例」参照のこと)
- (3) 受注者は、電気工事士法に基づき、電気工事士の資格を有する者とし、作業内容や条件に応じて「労働安全衛生法」、「電気工事業法」、「道路交通法」その他関係する法令を厳守すること。
- (4) 受注者は、防・保護服、安全帯、検電器具等の墜落防止並びに感電防止に関する装具を必要に応じて使用すること。
- (5) 作業時には交通誘導警備員を配置し、配置状況を業務月報等にて報告すること。  
また、交通状況等により配置人数の増減が生じた場合は、担当職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 9 (申請手続)

本業務に関する関係諸官庁や電力会社への申請手続は、受注者がその業務を遂行し、申請に要する費用はすべて受注者の負担とすること。

## 10 (補償期間)

完了検査後2年以内に、点灯不良等の不具合が生じた場合は、受注者はこれを補償すること。  
但し、ここでいう完了検査については、部分引渡しに関する検査は含まないものとする。

## 11 (その他)

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者の双方が協議のうえ、決定するものとする。

## 標示板の記載例



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務区間の起終点に設置する。</li> <li>車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上業務開始から路上業務終了までの間設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇業務」等の業務種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>「〇〇をしています」等の業務内容、業務期間は、青色文字とする。</li> <li>他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li> <li>道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。</li> </ul>

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し業務内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。